

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1 基本方針					法第21条の5の19	
	(1) 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第1項	
	(2) 指定障害児通所支援事業者は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第2項	
	(3) 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者等、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第3項	
	(4) 指定障害児通所支援事業者は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第3条第4項	
	(5) 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の提供にあたっては、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の7	
第2 人員に関する基準					法第21条の5の19第1項	
1 従業者の員数	指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の8	
	① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の8第1項	
	①の訪問支援員は、 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）、保育士の資格取得後、又は ・児童指導員、心理指導担当職員（学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科修了者で、 個人及び集団心理療法の技術を有するもの）として配置後、 障がい児に対して、入浴、排せつ、食事等の介護（障がい児の介護者に対する介護の指導）業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等（障がい児の訓練等を行う者に対する訓練等の指導）業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者であるか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の8第2項	
	② 児童発達支援管理責任者 1以上	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の8第1項	
	②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の8第3項	
2 管理者	指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (指定基準上の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者と、管理者との兼務は不可)	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の9準用(第7条)	
第3 設備に関する基準					法第21条の5の19第2項	
設備	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の10第1項	
	(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の10第2項	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
第4 運営に関する基準					法第21条の5の19第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第12条第1項)	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 (3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第13条第1項)		
3 提供拒否の禁止	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第14条)	
4 連絡調整に対する協力	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第15条)	
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第16条)	
6 受給資格の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第17条)	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第18条第1項)		
8 心身の状況等の把握	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第19条)	
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第20条第1項)		
10 サービスの提供の記録	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度記録しているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第21条第1項)		
11 身分を証する書類の携行	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障がい児、通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族又は訪問する施設から求められたとき、これを提示するよう指導しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の11	
12 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであつて、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第22条第1項)		
		適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第22条第2項)	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の12第1項	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の12第2項	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を当該通所給付決定保護者から適切に受けているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の12第3項	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の12第4項	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の12第5項	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第24条)	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第25条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第25条第2項)	
16 指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ一的なものとならないよう配慮しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第26条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第26条第2項)	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第26条第3項)	
17 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所支援計画(居宅訪問型児童発達支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第27条第1項)	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、障がい児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第27条第2項)	
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第27条第3項)	
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上で留意事項等を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第27条第4項)	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
	(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第27条第5項)	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第27条第6項)	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第27条第7項)	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第27条第8項)	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第27条第9項)	
	(10) 居宅訪問型児童発達支援計画に変更のあった場合、（2）から（7）に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第27条第10項)	
18	児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 19に規定する相談及び援助を行うこと。 ② 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第28条)	
19	相談及び援助	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第29条)	
20	指導、訓練等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 (3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。 (4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。 (5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第30条第1項)	
		適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第30条第2項)		
		適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第30条第3項)		
		適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第30条第4項)		
		適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第30条第5項)		
21	社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第32条第1項)	
22	緊急時等の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第34条)	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第35条)	
24 管理者の責務	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第36条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に指定通所基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第36条第2項)	
25 運営規程	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービス利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要な事項	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の13	
26 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供できるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。(ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条第2項)	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条第3項)	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平18厚告615）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令2年厚告5）を参照	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条第4項)	
27 業務継続計画の策定等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条の2第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条の2第2項)	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用(第38条の2第3項)	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
28 安全計画の策定等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定居宅訪問型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 ※令和5年4月1日施行。経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。</p>	適・否 適・否 適・否 適・否		条例第4条 条例第4条 条例第4条 条例第4条	平24厚令15第40条の2第1項準用（第71条の14） 平24厚令15第40条の2第2項準用（第71条の14） 平24厚令15第40条の2第3項準用（第71条の14） 平24厚令15第40条の2第4項準用（第71条の14）	安全計画に関する書類 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 保護者に周知したことが分かる書類 安全計画に関する書類
29 自動車を運行する場合の所在の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。 ※令和5年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平24厚令15第40条の3第1項準用（第71条）	自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
30 衛生管理等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の①から③に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用（第41条第1項） 平24厚令15第71条の14準用（第41条第2項）	
31 協力医療機関	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14準用（第42条）	
32 揭示	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えること</p>	適・否 適・否		条例第4条 条例第4条	平24厚令15第71条の14準用（第43条第1項） 平24厚令15第71条の14準用（第43条第2項）	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
33 身体拘束等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第44条第1項)	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※ (3) は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和4年5月1日以降は、(3)に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束等廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第44条第3項)	
34 虐待等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 ※ 令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第45条第1項) 児童虐待の防止等に関する法律	
35 秘密保持等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第47条第1項)	
36 情報の提供等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障がい児がこれを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第63条の2第1項)	
		適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第63条の2第2項)	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
37 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第49条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)に掲げる者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第49条第2項)	
38 苦情解決	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第50条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第50条第2項)	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第50条第3項) 法第21条の5の22第1項	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、都道府県又は市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第50条第4項)	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第50条第5項)	
39 地域との連携等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第51条第1項)	
40 事故発生時の対応	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第52条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第52条第2項)	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第52条第3項)	
41 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第53条)	
42 記録の整備	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第54条第1項)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定居宅訪問型児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した居宅訪問型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 居宅訪問型児童発達支援計画 ③ 通所給付決定保護者による障害児通所給付費等の不正受給に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平24厚令15第71条の14 準用(第54条第2項)	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
43 電磁的記録等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
	(1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第83条第1項	
	(2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第83条第2項	
第5 多機能型事業所に関する特例					法第21条の5の19	
1 従業者の員数に関する特例 (主に難聴児又は重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センター、主に重度心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を除く)	(1) 障害児通所支援事業のみを行う多機能型事業所に配置する従業員について、条例第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項及び第2項、第73条の6第1項並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、第73条の6第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。 (2) 多機能型事業所における定員規模別単価の取扱いについて、（1）の多機能型事業所における従業者の員数に関する特例による場合、留意事項通知第二の1(4)の②により、多機能型事業所における利用定員の合計数による定員規模に応じて報酬を算定しているか。	適・否		条例第4条	平24厚令15第80条第1項	
		適・否			留意事項通知第二の1(4)	
2 設備に関する特例	多機能型事業所の設備については、サービスの提供に支障を来たさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供する当該多機能型事業所の設備と兼ねることができる。	適・否		条例第4条	平24厚令15第81条	
第6 変更の届出等					法第21条の5の20	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他法施行規則第18条の35にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第21条の5の20第3項 法施行規則第18条の35第1～3項	
2 廃止又は休止の届出	(2) 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第21条の5の20第4項 法施行規則第18条の35第4項	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
第7 業務管理体制の整備等					法第21条の5の26	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害児通所支援事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第21条の5の26第1項 法施行規則第18条の37	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害児通所支援事業者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第21条の5の26第2項 及び第3項 法施行規則第18条の38	
第8 障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第33条の18	
	指定障害児通所支援事業者は、サービスを利用する障がい児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害児通所支援等の情報(法施行規則第36条の30の4に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 (法施行規則第36条の30の4別表第2) ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 及び運営情報(法施行規則第36条の30の4別表第2及び第3)	適・否			法第33条の18第1項 法施行規則第36条の30の4	
第9 障害児通所給付費の算定及び取扱い					法第21条の5の3	
1 基本事項	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号(報酬告示)の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第4により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平24厚告122一 平24厚告128	
2 居宅訪問型児童発達支援給付費					平24厚告122二	
(1) ①基本報酬	居宅訪問型児童発達支援給付費については、指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平24厚告122別表第4の1注1	
②減算 (児童発達支援管理責任者欠如減算・個別支援計画未作成減算)	居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①、②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業者の員数が以下に該当する場合(児童発達支援管理責任者欠如減算) ・児童発達支援管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月目以降は100分の50 ② 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合(個別支援計画未作成減算) ・作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70 ・作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 (※児童発達支援管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用)	適・否			平24厚告122別表4の1注3 平24厚告271三の二 留意事項通知第二の1(6)(7)(10) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
(身体拘束等廃止未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31までの間は第4の31の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)	適・否			平24厚告122別表第4の1注5 留意事項通知第二の1(9)	
(2) 訪問支援員特別加算 (専門職員が支援を行う場合)	訪問支援員が、次の①、②のいずれにも該当するものとして県に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、訪問支援員特別加算として1日につき所定単位数に加算しているか。 ① 障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所又は障害児入所施設等の従業者であること。 ② 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 ア・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)、保育士の資格取得後、又は ・児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理指導担当職員(学校教育法による大学の学部で心理学を専修する学科修了者で、個人及び集団心理療法の技術を有するもの)として配置後、障がい児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務等に5年間従事した者 イ 障がい児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務等に10年間従事した者	適・否			平24厚告122別表第4の1注2 平24厚告269十二の二	

居宅訪問型児童発達支援

主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
(3) 特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域（離島、中山間地域等）に居住している障がい児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が居宅訪問型児童発達支援を行った場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第4の1 注4 平27厚告182	
(4) 通所施設移行支援加算	指定基準上置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援を利用する障がい児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行い、その内容を記録した場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第4の2	
(5) 利用者負担上限額管理加算	指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第4の3	
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く）が、障がい児に対して、居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記給付費・加算の合計数の1000分の81に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記給付費・加算の合計数の1000分の59に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記給付費・加算の合計数の1000分の33に相当する単位数	適・否			平24厚告122別表第4の4 平24厚告270十の二（二を準用）	
(7) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く）が、障がい児に対して、居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、上記給付費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否			平24厚告122別表第4の5 平24厚告270十の三	

(参照法令等)

法:児童福祉法(昭和22年法律第164号)

法施行規則:児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

基準関係: 平24厚令15(指定通所基準、指定基準):児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

解釈通知:児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)

条例:愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)

規則:愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年愛媛県規則第25号)

昭23厚令63(児童福祉施設最低基準):児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

最低基準条例:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)

最低基準規則:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)

平24厚告230(児発管告示):障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)

平24厚告231(利用料指針):食事の提供に要する費用及び光热水費に係る利用料等に関する指針(平成24年厚生労働省告示第231号)

報酬関係: 平24厚告122(報酬告示):児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

平24厚告128:厚生労働大臣が定める一単価を定める件(平成24年厚生労働省告示第128号)

平24厚告269:厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生労働省告示第269号)

平24厚告270:厚生労働大臣が定める児童等(平成24年厚生労働省告示第270号)

平24厚告271:厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成24年厚生労働省告示271号)

平27厚告182:児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成27厚労省告示第182号)

留意事項通知:児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日付け障発0330第16号)